

平成29年度宍粟市立染河内小学校いじめ防止基本方針

1 学校の方針

本校は、「自ら学び、心豊かに、夢はぐくむ児童の育成～かしこく やさしく たくましく～」を学校目標に掲げ、経営の基本方針として、“児童の自立につなげる教育・絆を深める学校づくり”を基本方針として、以下の5つの重点目標について取り組み、信頼される開かれた学校づくりに努める。

- ① 確かな学力の育成と学習意欲の向上
- ② 命と人権を大切にする心の教育の推進
- ③ 安心して学べる環境づくり、特別支援教育の充実
- ④ 地域総掛かりの学校支援・地域協働体制の確立
- ⑤ 小中一貫教育・幼保小中連携教育・2小交流の促進

また、児童一人一人が安全・安心な学校生活が送れると共に、自己肯定感や有用感を育むことを全教育活動の中で取り組みを進め、いじめ防止に向けて以下の3つの観点から日常の指導体制を整え、「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

- ①いじめの未然防止を図る。
- ②いじめの早期発見に取り組む。
- ③いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決する。

2 基本的な考え方

「いじめ」については、家庭・地域の厚い支援を背景に、日常の組織的な生徒指導や保護者との連携を図ると共に、定期的な生活アンケートや保護者アンケートにより、児童一人一人を学校生活や家庭生活の状況を的確に把握し、児童の実態にあった指導に努める。また、毎回の職員会議において「染小の子ども」と題して、情報交換や指導について共通理解を図る。

また、人権教育の視点から、児童一人一人が人権感覚を磨き、人権を意識した行動がとれるよう人権教育を進めるとともに、特別活動を中心に「自分もよく みんなもよく」を合い言葉に、人権文化を学校に根づかせ、いじめを許さない学校づくりを推進する。

【いじめの基本認識】

- ①教職員は、「いじめはどこでも起こりうる問題である」ことを念頭に、日頃から子どもたちが発するサインを見逃さず、問題意識を持ち早期発見に努める。
- ②「いじめは絶対に許されない行為である」ということを、学校生活全般を通して子どもたちに伝え続ける。
- ③「いじめられたとき」「いじめを見つけたとき」の対応の仕方を子どもたちに伝えておく。
- ④いじめられる子どもの立場に立って考える。
- ⑤根気強く継続的に対応する。
- ⑥家庭・地域、関係機関と連携して対応にあたる。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法）

3 いじめ防止等の指導體制・組織的対応等

(1) 日常の指導體制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の職員や心理等に関する専門的な知識を有するスクール・カウンセラーとの教育相談体制による「校内いじめ問題対策委員会」を活用する。

○生活指導委員会

- ・毎月第1水曜日に開催
- ・問題行動等の現状について情報交換を行い、対応について共通理解を図る。
(いじめと思われる事象を把握した際は「いじめ問題対策委員会」へつなぐ)

○いじめ問題対策委員会

- ・定例会：6月、11月、2月及びいじめ発生時の臨時開催
- ・いじめ事案への対応について協議 … 対応チームの役割分担を確認

○染小の子どもについて（定例情報交換と対応協議）

- ・毎回の職員会議において「染小の子ども」を議題に挙げ、情報交換や対応の仕方を話し合い、個々の子どもへの対応について共通理解を図る。また、子どもの小さな変化にも気づき、対応するため記録を残しておく。

(2) 教育相談体制について

○スクールカウンセラーの活用（学年はじめにパンフレット配布）

- ・毎週金曜日

○悩み相談（電話対応）の周知（学年はじめにパンフレット配布）

(3) 研修会・学習会について

○いじめの防止のための取組、早期発見の在り方等教職員の資質能力向上を図る。
校内研修を実施する。

○PTAの学習会の実施

4 いじめの未然防止（いじめ対応マニュアル参照）

「教育活動全体を通して命や人権を大切に作る心と態度を育てる」ことを基本とする。

(1) 学級づくり

○終わりの会に友だちのいいところを紹介コーナーの設定

- ・毎日（終会時）設定・・・「今日のきらきら」
- ・「自分もよく みんなもよく」を合い言葉に、特別活動を中心に互いに認め合う活動を通して相互理解を深める。

(2) 人権や道徳の授業での実践

○思いやりや感謝の心の育成する。

○社会生活上の決まりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにする。

○一人一人に自尊感情や自己有用感を育む授業や生活経験を大切にする。

5 いじめの早期発見・早期対応

「児童生徒の小さな変化を敏感に察知し見逃さない体制づくり」や「実態把握に努める」ことを基本とし、以下の取組を行う。（いじめ対応マニュアル参照）

(1) コミュニケーションの充実を図る取組（児童、保護者、地域住民と）

- 「対話」「日記帳」「道徳ノート」等から児童の思いを把握
- 「相談窓口」の児童や保護者への明示、周知

(2) 生活アンケート調査による実態把握調査

○7月、11月、2月にアンケート調査を実施し、実態把握と対応を組織的に行う。

6 いじめが起きた場合の対応

「いじめではないかと思われる事象に関しては、一人の教師で判断せず、必ず報告・連絡・相談を行い、迅速かつ適切に対応」する。（いじめ対応マニュアル参照）

（1）いじめ事案への初期対応

○学校長のリーダーシップのもと「校内いじめ問題対策委員会」での対応協議

- ・ いじめられた児童生徒への支援を最優先に対応
- ・ いじめた児童や傍観者からの丁寧な事情聴取
- ・ 対応チームの編成による組織的な対応（役割の分担と確認）
- ・ 保護者との連携

（2）重大事案の報告と対応

- ・ 重大事案については、直ちに教委等に報告すると共に、関係機関と連携して、迅速に対応する。

（3）いじめの解消に向けた積極的・継続的な対応

○学校や地域、教育委員会、関係機関（専門家等）と連携した対応

- ・ 保護者への事実の報告と今後の方向性の話し合い
- ・ スクールカウンセラーとの協力体制（いじめの加害者、被害者両方）
- ・ 迅速な情報収集と記録、情報の共有、事実の確認

7 その他の事項

信頼される開かれた学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学級懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信する。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「校内いじめ問題対策委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。

さらに、学校の基本方針の見直すに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から保護者や学校評議員から意見を聞くなど、いじめの防止等について保護者や地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者や地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。